

組 合 公 報

令和 7 年 3 月 1 4 日
富山市下野 9 9 5 番地の 3
富山県市町村職員共済組合
電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

公告第 1 5 号

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更については、地方公務員等共済組合法第 1 0 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 3 日付で下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

富山県市町村職員共済組合
理事長 角 田 悠 紀

記

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

富山県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年規則第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）第 93 条第 1 項の規定に基づく組合員資格取得届書の提出に関連する報告書については、5 日以内に提出しなければならない。

第 6 条の見出し中「申告等」を「申告」に改め、同条第 1 項中「地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府、文部省、自治省令第 1 号。以下「施行規程」という。）」を「施行規程」に、「組合員被扶養者証、組合員証等再交付申請書」を削り、同条第 2 項を削る。

第 6 条の 2 を第 6 条の 3 とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（資格確認書の交付申請等の手続）

第 6 条の 2 施行規程第 3 章の規定による資格確認書の交付又は提供に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）、資格確認書の再交付に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は資格情報通知書の再通知に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は高齢受給者証（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。次項において同じ。）の提出は所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

2 施行規程第 3 章の規定による資格情報通知書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の通知又は資格確認書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は高齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。

第 6 条の 3 の見出し中「組合員証」を「資格確認書」に改め、同条中「第 100 条第 2 項、」を削り、「、第 110 条の 6 第 5 項及び第 184 条第 3 項」を「及び第 110 条の 6 第 5 項」に、「組合員証、組合員被扶養者証」を「資格確認書」に改め、「、高齢受給者証」の次に「、特定疾病療養受療証」を加え、「、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」を「及び限度額適用・標準負担額減額認定証」に、「又は」を「若しくは」に改め、「更新」の次に「又は被扶養者に係る確認」を加える。

第 10 条中「若しくは組合員証等再交付申請書」を削り、「、同条」を「、第 6 条の 2」に改める。

第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 4、第 18 条の 5、第 18 条の 6、第 19 条及び第 19 条の 2 の規定中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 18 条の 5 第 2 項中「期末手当及び」の次に「勤勉手当並びに」を加える。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 3、第 18 条の 4、第 18 条の 5、第 18 条の 6、第 19 条及び第 19 条の 2 の変更規定（「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分に限る。）は令和 5 年 9 月 1 日から及び第 18 条の 5 第 2 項の変更規定（「期末手当及び」の次に「勤勉手当並びに」を加える部分に限る。）は令和 6 年 4 月 1 日から並びに変更後の第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2、第 6 条の 3 及び第 10 条の規定は同年 12 月 2 日から適用する。

富山県市町村職員共済組合運営規則の一部変更（案）

新旧対照表

（傍線部分は、変更を示す）

現 行	改 正 案	備 考
第1条 ～ 第4条 （略） （組合員の異動報告） 第5条 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の一に該当するにいたったときは、遅滞なく、組合員の異動に関する報告書を理事長に提出しなければならない。 _____ _____ _____ (1) ～(5) （略） （被扶養者の申告<u>等</u>の手続） 第6条 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第3章の規定による被扶養者申告書、組合員被扶養者証、組合員証等再交付申請書又は高年齢受給者証の提出は、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。 <u>2 施行規程第3章の規定による組合員被扶養者証又は高年齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。</u> （新設）	第1条 ～ 第4条 （略） （組合員の異動報告） 第5条 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の一に該当するにいたったときは、遅滞なく、組合員の異動に関する報告書を理事長に提出しなければならない。<u>ただし、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第93条第1項の規定に基づく組合員資格取得届書の提出に関連する報告書については、5日以内に提出しなければならない。</u> (1) ～(5) （略） （被扶養者の申告<u> </u>の手続） 第6条 施行規程 _____第3章の規定による被扶養者申告書_____の提出は、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。 （削る） （資格確認書の交付申請等の手続） <u>第6条の2 施行規程第3章の規定による資格確認書の交付又は提供に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）、資格確認書の再交付に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は資格情報通知書の再通知に係る申請書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は高年齢受給者証（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。次項において同じ。）の提出は所属所長を経て理事長に提出しなければならない。</u> <u>2 施行規程第3章の規定による資格情報通知書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）の通知又は資格確認書（任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。）又は高年齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てなければならない。</u>	施行規程の改正に合わせて提出期限を5日以内とする。 組合員証及び組合員被扶養者等の削除。 資格確認書及び資格情報通知書等の新設に伴う手続きを新たに規定。

現 行	改 正 案	備 考
(<u>組合員証</u>の検認等) 第6条の2 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(第100条第2項、第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項、<u>第110条の6第5項及び第184条第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証</u>____、<u>限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証</u>について検認又は____更新____を行うものとする。この場合において、その実施については、理事長が別に定める。 第7条 ～ 第9条の2 (略) (給付の請求等の手続) 第10条 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは<u>組合員証等再交付申請書</u>又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、<u>同条</u>____第2項の規定は、施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。 第11条 ～ 第17条 (略) (地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等) 第18条 地方公営企業法第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給	(<u>資格確認書</u>の検認等) 第6条の3 組合は、必要に応じて、施行規程第97条(____第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項及び第110条の6第5項____において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>資格確認書</u>____、<u>高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証</u>____について検認若しくは更新又は被扶養者に係る<u>確認</u>を行うものとする。この場合において、その実施については、理事長が別に定める。 第7条 ～ 第9条の2 (略) (給付の請求等の手続) 第10条 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書____又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、<u>第6条の2</u>第2項の規定は、施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。 第11条 ～ 第17条 (略) (地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等) 第18条 地方公営企業法第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給	組合員証、組合員被扶養者、任意継続組合員証等の削除。 組合員証等再交付申請書の削除

現 行	改 正 案	備 考
当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。 2 （略） （令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等） 第18条の5 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。 （継続長期組合員の報酬等） 第18条の6 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び	当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。 2 （略） （令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等） 第18条の5 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び<u>勤勉手当並びに</u>同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。 （継続長期組合員の報酬等） 第18条の6 継続長期組合員（法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び	政令改正に伴う手当の名称を改正するもの。 政令改正に伴う手当の名称を改正するもの。 政令改正に伴いパートタイム会計年度任用職員に係る期末手当等の範囲に勤勉手当が追加されたことにより、掛金等の対象となる報酬に勤勉手当を追加するもの。

現 行	改 正 案	備 考
<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。 2 (略) (組合役職員の報酬等) 第19条 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。 2 (略) (職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等) 第19条の2 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。 2 (略) 第20条 ～ 第30条 (略)	<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。 2 (略) (組合役職員の報酬等) 第19条 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。 2 (略) (職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等) 第19条の2 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人(次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。)の役職員に係る令第41条の2に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第1項に規定する報酬又は同法第57条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。 2 (略) 第20条 ～ 第30条 (略)	政令改正に伴う手当の名称を改正するもの。 政令改正に伴う手当の名称を改正するもの。 政令改正に伴う手当の名称を改正するもの。

理 由 書

令和6年12月2日以降、医療機関等の受診が「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行し、地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正により、組合員証等の規定削除や資格確認書等の新設されたことに伴う所要の変更を行うことのほか、組合員異動報告書の提出期限（5日以内）の見直し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の名称変更、パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当等の範囲に勤勉手当を追加する必要があるため、運営規則の一部を変更するもの。